

埼玉県と国立大学法人埼玉大学との相互協力・連携に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と国立大学法人埼玉大学（以下「乙」という。）は、相互の協力及び連携に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互の密接な協力と連携により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（協力・連携事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の実施に努める。

- （1）埼玉県内の経済の活性化に関すること
- （2）教育や福祉、人材の育成に関すること
- （3）地域振興・まちづくりに関すること
- （4）芸術・文化の振興に関すること
- （5）科学技術の振興及び普及啓発に関すること
- （6）産学官連携による研究・開発、産業の振興に関すること
- （7）国際交流の推進に関すること
- （8）その他、目的を達成するために必要な事項

（実施条件）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の個別事業の実施に当たり、その条件及び経費負担等について別途協議し、覚書を交わす。

（連携推進会議）

第4条 甲及び乙の相互協力・連携による事業を円滑に推進するため、連携推進会議を置く。

2 連携推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲及び乙が協議の上、別途定める。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が別途協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれその1通を所持する。

平成19年 3月14日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事

上田 清司

さいたま市桜区下大久保255番地
乙 国立大学法人埼玉大学
学長

田 閣 三生
